

小型無線基地局取付基準

目 次

1. 適用
2. 取付設置可能な設備
3. 取付数
4. 取付条件
5. 離隔距離
6. 取付位置・地表上の高さ
7. 取付方法
8. 接地
9. 電源線等の取付
10. 共架標識の取付
11. 基準に定めていない事項の取扱い

(適用)

1. 本基準は中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力ネットワーク」という。）の電柱に、電力サポート中国により定める共架契約約款（2023年4月1日制定、以下「約款」という。）に同意した者（以下「事業者」という。）が小型無線基地局（以下「基地局」という。）、取付金物および付属配線（以下総称して「基地局等」という。）を取付する工事に適用する。

(取付設置可能な設備)

2. 事業者が中国電力ネットワークの電柱に取付可能な設備は、無線機器類、アンテナ、附帯ボックス、取付金物、電源線、通信線および接地線とする。

(取付数)

3. 電柱に取付できる基地局等の設置数は、第三者の基地局等を含めて、1柱1基とする。

(取付条件)

4. 基地局等の取付条件は、原則次のとおりとする。ただし、中国電力ネットワークが取付を認める場合はこの限りではない。
 - (1) 原則として公道上に設置された電柱であること。
ただし、公道上以外の電柱については、土地所有者の承諾が得られた場合はこの限りではない。
 - (2) 高圧自動開閉器の制御装置が設置されていないこと。
 - (3) 中国電力ネットワークおよび第三者のケーブル立ち上がり柱でないこと。
 - (4) 街路灯および広告物が取付されていないこと。
ただし、街路灯の照明範囲および広告物への視界を妨げない場合については、この限りではない。
 - (5) 基地局等を取付けることにより昇降空間が確保できなくなる電柱でないこと。
 - (6) 中国電力ネットワークの作業および昇降に著しく支障の生じる恐れのある電柱でないこと。
 - (7) 5年以内に、地中化計画がない地域とする。ただし、事業者との協議により地中化工事開始前の期間に限定した取付となる場合はこの限りではない。
 - (8) 移設工事が予定されていないこと。ただし、事業者との協議により移設工事開始前の期間に限定した取付となる場合はこの限りではない。

(離隔距離)

5. 中国電力ネットワークの設備と基地局、取付金物および通信線の離隔距離は第1表による。

第1表 離隔距離

(単位：m)

電力設備		離隔距離	備 考
電圧	電線の種類		
低圧	高圧絶縁電線 特別高圧電線 ケーブル	0.30 以上	
	低圧絶縁電線	0.75 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合は 0.60 以上
高圧	ケーブル	0.50 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合は 0.30 以上
	高圧絶縁電線	1.50 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合は 1.00 以上
保安通信線 配電用遠制ケーブル		0.30 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合はこの限りでない

- (備考) 1. 電線は高低圧ともに引込線を含む。
2. 低圧の電力設備には引込線装置（アームタイを除く）を含む。
3. 高圧の電力設備には変圧器装置（アームタイを除く）を含む。

(取付位置・地表上の高さ)

6. 基地局、電源線および通信線の取付位置および地表上の高さは、次による。
- (1) 基地局の取付位置は、最下段の既設通信線の下方とする。
 - (2) 基地局、電源線および通信線の上端において、地表上 5.2m 以下かつ最下段の既設通信線から 20cm 以上下方とする。
 - (3) 基地局、電源線および通信線の下端において、地表上 4.5m 以上とする。ただし、交通に支障のない場合は、地表上 3.0m 以上とすることができる。

(取付方法)

7. 基地局等の取付は、次により行う。
- (1) 基地局は、取付金物により電柱に堅ろうに取付するものとし、取付金物の上部に中国電力ネットワークの作業者が乗った場合の荷重にも十分耐えうるものであること。
 - (2) 基地局は、中国電力ネットワークの作業者の昇降および作業に支障とならないよう電柱表面から 40cm 以上離して取付する。
 - (3) 基地局および取付金物は電柱が道路の民家側に建柱されている場合には電柱の道路側、また、歩車道の区分があつてその境界に建柱されている場合には車道側、線路方向に対し、原則として 90 度の位置に取付する。
 - (4) 基地局を第三者の既設設備に近接して取付する場合は、当該既設設備の所有者の承諾を得なければならない。
 - (5) 事業者の取付する電源線および通信線は、中国電力ネットワークの保守・工事等の通常の作業時において想定される荷重に対し、必要な防護措置を事業者で講じる。

(接地)

8. 事業者の基地局の接地は次により行う。

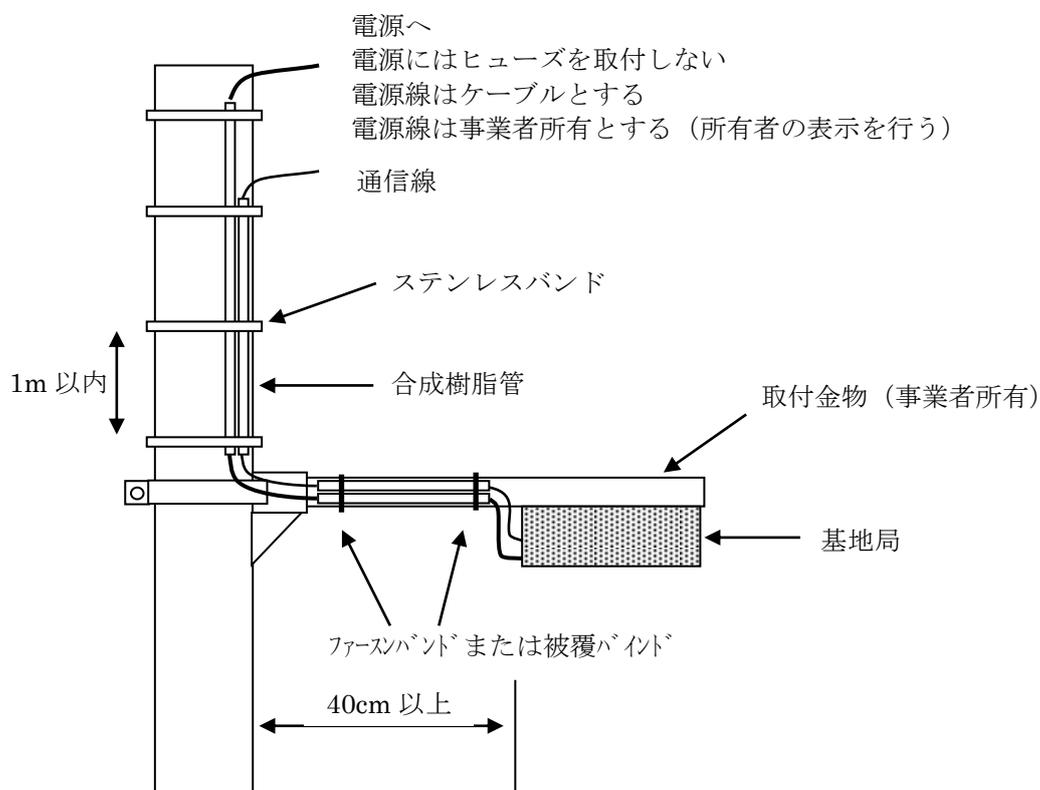
(1) 基地局本体にはD種接地工事を施すものとし、中国電力ネットワークの接地線と共用してはならない。また、基地局本体の接地極と中国電力ネットワークの接地極とは相互1m以上離さなければならない。

(2) 接地線には1.6mmの600Vビニル絶縁電線または同等以上のものを使用し、地表上2mまでを合成樹脂管で保護する。

合成樹脂管は1mおきに樹脂バンド等で電柱に固定する。

(電源線等の取付)

9. 基地局の電源線等は、次により取付する。



(共架標識の設置)

10. 事業者は、基地局の側面等に地上から容易に所有者が識別できる表示を行う。

(基準に定めていない事項の取扱い)

11. 本取付基準に定めていない事項で、疑義が生じたときは、関係法規を基準としてその都度双方協議のうえ決定するものとする。